



袋井市水道料金等懇話会意見書

令和7年2月25日
袋井市水道料金等懇話会

目 次

第1	袋井市水道料金等懇話会の経緯と概要	3
1	懇話会開催の目的	3
2	懇話会開催経過	4
3	懇話会委員	4
第2	水道事業について	5
1	水道事業の現状と経営課題	5
2	水道事業の経営課題への提言	6
3	新水道料金案について	8
4	内部留保資金	13
5	企業債の活用	13
第3	下水道事業及び農業集落排水事業について	14
1	下水道事業等の現状と経営課題	14
2	下水道事業等の経営課題への提言	15
3	新下水道使用料案について	17
第4	まとめ	21

第1 袋井市水道料金等懇話会の経緯と概要

1 懇話会開催の目的

上下水道は、市民の快適な生活環境を支えるとともに、公衆衛生の向上のために、欠くことのできない重要なライフラインであります。

水道事業は、平時のみならず有事においても、良質な水道水を安定的に供給する必要があり、下水道事業は、公共用水域の水質保全を図るとともに、近年では循環型社会にも対応する施設として、なくてはならない社会資本のひとつであり、快適な市民生活のために重要な役割を担っています。

しかしながら、両事業とも人口減少が懸念される中、水需要の減少や施設の老朽化、地震等の災害への対応といった、厳しい経営環境に直面しており、将来も安定した事業運営を継続することが、大きな課題となっています。

袋井市の水道事業及び下水道事業が、安定した経営により、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続するため、定期的に「袋井市水道料金等懇話会（以下「懇話会」という。）」を設置し、効率的な経営への取組や適正な料金などについて検討を行い、意見書を市長へ提出することとしています。

前回の懇話会は、令和元年度に設置され、効率的な事業の取組や適正な料金体系について協議し、令和3年度から5年間の料金改定案や経営課題への取組を提言しました。

これを受け、袋井市では、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響を考慮して、改定時期を1年間延期し、令和4年度に水道料金は平均改定率11.4%、下水道使用料は平均改定率20%の改定を実施しました。

今回の懇話会では、前回の懇話会での提言内容を踏まえ、令和8年度に向けて、改めて今後の水道事業及び下水道事業における効率的な経営の取組や適正な料金などについて幅広く議論を行いました。

2 懇話会開催経過

次のとおり 6 回開催をしました。

回	開 催 日	内 容
1	令和 6 年 5 月 24 日 (金)	前回意見書の提言内容、事業の概要と課題
2	7 月 19 日 (金)	財政収支の見通し、料金改定の検討
3	9 月 27 日 (金)	改定率、料金体系等、料金改定(案)の検討
4	11 月 1 日 (金)	料金改定(案)の検討、今後の上下水道経営について
5	12 月 26 日 (木)	意見書(案)について
6	令和 7 年 2 月 13 日 (木)	意見書(最終案)について

3 懇話会委員

懇話会は以下の委員より構成されました。

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職
学識経験者 (会 長)	佐藤 和美	静岡産業大学 名誉教授
事業所の代表者 (副会長)	川上 政年	浅羽町商工会 会長
学識経験者	宮原 高志	静岡大学 工学部 教授
学識経験者	鈴木 祐子	あおぞら税理士法人 所属税理士
市民の代表者	田中 利宏	袋井市自治会連合会 会長
市民の代表者	寺下 伸志	浅羽北自治会連合会 会長
事業所の代表者	豊田 浩子	袋井商工会議所 会頭
各種関係団体の代表者	杉井 弥生	「ろいっこSDGs」代表
各種関係団体の代表者	高橋 美穂	mama+ (ママぷらす) 代表

※ 役職は、委員委嘱時現在です。

第2 水道事業について

1 水道事業の現状と経営課題

水道事業は、安全で清潔な水を安定的に供給することで、人々の生活や産業活動を支える重要なインフラです。

袋井市水道事業は、平成17年4月1日の旧袋井市と旧浅羽町の合併に伴い、それぞれの水道事業を統合して設立されました。合併直後の水道料金については、旧袋井市と旧浅羽町の料金体系を維持しておりましたが、平成22年度に料金体系を統一して以降は、概ね5年ごとに料金改定を実施してきました。直近では、令和4年度に平均改定率11.4%の料金改定を実施し、基幹管路の耐震化などの事業を推進してきました。

その後、令和5年度に、「袋井市水道事業アセットマネジメント計画」の見直しを行い、今後30年間の水道施設における更新需要の見通しを検討したところ、人件費や材料費の高騰、水道工事の積算基準の改定などにより、年間6億円程度であった平均事業費が、見直し後は8.2億円に増加しました。

このように事業費用の増加が見込まれる中、給水人口の減少や節水機器の普及、環境意識の高まりなどを背景とした使用水量の減少により、今後の水道料金収入は、減少していくことが予想されます。

さらに、近年では、水道施設の老朽化による水管橋落下などの大規模な事故の発生や、本年8月には、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、水道施設の更新・耐震化の重要性が、改めて認識されています。

これらのことから、増加する更新費用に対して必要な財源確保と、安定した事業経営の継続が課題となっています。

2 水道事業の経営課題への提言

(1) 料金収入の減少への取組

水道事業は独立採算事業であり、水道料金収入で運営されることが原則とされています。よって、水道料金収入の減少は、事業の安定経営や継続性を脅かす状況となります。しかし、将来の予測として、給水人口や一人当たりの使用水量は減少し、それに伴い、水道料金収入も減少となる見込みです。このような状況において、水道事業の安定経営のためには、経営の効率化や料金の確保の取組が重要となります。

具体的な取組としては、近隣市町と広域的な連携を図り、料金収納等の包括業務委託の導入や資材の共同購入などを行うことで、経営の効率化やサービス向上が期待できます。また、新たな収納率向上の取組としては、e L-Q Rによる公金収納の電子決済の導入や、外国人を対象としたやさしい日本語による支払方法の周知などが挙げられます。

給水人口及び有収水量の減少は、避けることのできない課題です。そのような状況においても、水道事業を安定的に経営するために、積極的に経営効率化に取り組むことを要望します。

(2) 施設の老朽化に伴う更新費用増加への対応

全ての水道事業体に共通する課題として、施設の老朽化や大規模地震に備えた耐震化に伴う更新費用の増加と、それらに要する財源の確保が挙げられます。さらに、近年の人件費や材料費の高騰により、更新費用は増加傾向となっています。

水道水の安定供給のためには、水道施設の更新や耐震化は必要な事業ではありますが、一方で、更新費用を抑える取組も必要となります。

水道事業は、典型的な装置産業であり、事業費の9割近くを占める固定費の削減は、効率的な運営に繋がります。

更新費用を抑える具体的な取組としては、ダウンサイジングによる施設や管路口径の縮小・統廃合、安価で高品質な材料の使用、また、近隣市町との連携やAIなどの最新技術の活用などが挙げられます。

引き続きコスト削減を強く意識しつつ、中長期的な視点を持ちながら、計画的に水道施設の更新を進めていくことを要望します。

(3) 大規模地震に備えた耐震化の推進

大規模地震が発生した場合には、水道水は、被災時の生活をはじめ、医療や救護、消防活動などのあらゆる場面で必要とされます。

水道事業では、大規模地震に備えた取組として、各地域に配水するための主要な管路である基幹管路の耐震化を積極的に実施してはいますが、近年、頻発化している大規模地震の状況や、耐震化の必要性、その推進を求める市民の意向を踏まえ、基幹管路の耐震化計画を2年前倒しで実施するよう求めることとしました。

しかしながら、耐震化の促進は、一方で水道料金に大きな影響を与えるため、災害時の水の重要性や耐震化の必要性について、改めて市民への理解を深めるよう、啓発活動の強化を求めます。

(4) 人材確保と育成への取組

安全な水道水の安定的な供給や将来を見据えた経営効率化の推進のためには、知識と技術の継承が重要となりますが、近年、施設の管理などをする技術職員は減少しており、新たな人材確保も困難な状況となっているため、職員の確保と専門人材の育成が欠かせません。

このため、水道事業専任の職員採用や技術職員の確保、また、配属期間を長くすることで、職員の専門的な能力を高めるとともに、人材が不足する状況に備え、設計・施工を一括発注する整備手法の導入研究や、民間への業務委託の検討など、官民が連携した取組を要望します。

3 新水道料金案について

(1) 新水道料金案

水道事業は、人口減少や施設の老朽化、物価の高騰、職員数の減少など、社会情勢の変化により、厳しい経営状況が続いています。さらに近年では、大規模災害が頻発していることから、南海トラフ巨大地震への備えとして、水道施設の耐震化を早急に進めることが重要な課題となっています。

このため、新料金体系の設定に当たって、基本料金や従量料金、内部留保資金、企業債などに対する考え方を整理し、複数の財政シミュレーションをもとに議論をしました。

水道料金収入に対する基本料金の割合について、安定した水道経営を実現するために、前回の懇話会では、最大稼働率に基づく固定費の配分を行い、基本料金割合を「34.2%」とする目標としましたが、令和4年度の料金改定では、急激な負担増を避けるため、最終的に中間の「28.6%」とすることが提案されました。

こうした経過を踏まえ、今回の料金改定では、水道料金収入に対する基本料金の割合は、前回の料金改定で示した「34.2%」とすることを提案します。

また、水道料金の改定率については、袋井市水道事業老朽管(耐震化)第2次計画に基づき、「基幹管路の耐震化を計画どおり(令和15年度完了)に進める案」と「基幹管路の耐震化を2年前倒し(令和13年度完了)で進める案」について議論した結果、後者の案を採用し、早急に耐震化を進めるべきとの結論になりました。

以上により、必要な財源を確保し、かつ、企業債を活用することで、使用者の負担をできる限り抑えた「平均改定率16.9%」の案が最適との結論に至りました。

新水道料金案として表－1を提案します。

表－1 新水道料金案（消費税率10%）

（税込み1か月）

口径	基本水量	基本料金	従量料金（使用水量1 m ³ につき）			
			1～8 m ³	9～25 m ³	26～50 m ³	51 m ³ ～
13mm	8 m ³	1,259円50銭	基本料金 に含む	181円50銭	193円60銭	205円70銭
20mm		2,095円50銭				
25mm	なし	2,519円				
30mm		3,844円50銭				
40mm		8,173円				
50mm		14,602円50銭				
75mm		42,124円50銭				
100mm		89,688円50銭				

<参考1>

表－2 現行水道料金（消費税率10%）

（税込み1か月）

口径	基本水量	基本料金	従量料金（使用水量1 m ³ につき）			
			1～8 m ³	9～25 m ³	26～50 m ³	51 m ³ ～
13mm	8 m ³	990円	基本料金 に含む	165円	176円	187円
20mm		1,650円				
25mm	なし	1,980円				
30mm		3,025円				
40mm		6,435円				
50mm		11,495円				
75mm		33,165円				
100mm		70,620円				

<参考2>

モデルケース（一般家庭）の比較

※口径13mm、使用水量40 m³、2か月分（消費税込み）の場合

- ・新料金（案） 6,875円
- ・現行料金 5,940円 935円増

(2) 新水道料金算定の基本的な考え方

ア 水道料金算定要領及び料金算定期間

新水道料金を策定するに当たっては、袋井市水道料金算定要領に基づき実施するものとし、水道料金の算定期間については、社会情勢の変化を踏まえ、定期的な見直しが必要なことから、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

イ 新料金体系の検討方法

地方公営企業法では、「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」と定められています。

懇話会では、水需要予測と将来の事業計画、人件費や減価償却費、受水費などの必要な費用を計上した財政シミュレーションを基に、将来も安定した水道事業の運営がなされるよう検討しました。

(3) 新料金体系

料金体系については、水道メーターの口径別に応じた基本料金と逓増度1.1とする従量料金からなる二部料金制度とし、少量使用者の料金の低廉化を図るため、基本水量制を採用します。

ア 基本料金

基本料金は、水道施設を維持するための人件費や減価償却費、修繕費等の固定費のほか、使用者との契約により発生する量水器や検針費用等の需要家費に充てるものです。このため、使用水量の有無に係わらず、水道メーターの口径ごとに金額が設定されています。

水道事業は典型的な装置産業であり、固定的経費は9割近くを占めます。経営の持続性を持たせるため、固定的経費を最大稼働率に基づき基本料金と従量料金とに配分した結果、前回の懇話会では、基本料金割合は「34.2%」が理想との結論になりましたが、使用者への影響を考慮して、令和4年度の水道料金の改定では、上昇幅を半分程度に抑え「28.6%」としました。よって、今回の料金改定では、前回の懇話会で示した「34.2%」を目指すことを提案します。

イ 従量料金

従量料金は、1 m³当たりの使用水量に応じて徴収する料金で、薬品費や動力費などの変動費に充てるべきものです。体系としては、単一制、逦増制、逦減制の方式がありますが、袋井市は逦増制を採用しており、逦増度は1.1で従量料金単価の差が小さくなっています。

今回の懇話会では、単一制と逦増制の検討を行いました。単一制へ移行した場合、少量使用者の改定率が高くなることから、逦増制を逦続し、逦増度は1.1とするとの結論に至りました。

ウ 基本水量

基本水量は、公衆衛生の向上や生活環境の改善、一般家庭の基本水量に係る料金の低廉化を図るため、一定水量までは基本料金のみ負担とする制度で、現在の袋井市では口径13mm及び20mmについては、8 m³/月の基本水量を採用しています。

基本水量が廃止された場合は、8 m³/月までの使用水量に対して新たに従量料金がかかることになるため、少量使用者にとっては、基本料金割合の増加に加え、更に、負担が増えることとなります。このため、今回の料金体系では基本水量の8 m³/月を逦続するとの結論に至りました。

エ 将来の料金体系

今回の提案では、現行の料金体系を逦続することとしました。

しかし、基本水量は、公衆衛生の向上や生活環境の改善、一般家庭料金の低廉化などの社会政策的配慮を目的に設定されたものですが、国はその役割はすでに果たしたと考え、漸進的に解消するものとしています。このため、基本水量は、将来的に廃止もしくは減じる方向が望ましいと考えます。

今回の懇話会では、水道料金収入に対する基本料金の割合を増やすこととしたことから、それに加えて基本水量を廃止すると、少量使用者の負担が大きく増えてしまうため、基本水量は逦持することが適切との結論となりました。

以上の経緯を踏まえ、将来的には基本水量の逦持、廃止もしくは減量について、議論し、方向性を示すことを要望します。

(4) 耐震化事業と改定率

袋井市水道事業老朽管(耐震化)第2次計画では、令和15年度を目標とする基幹管路の耐震化が示されています。また、令和6年6月に実施した上下水道に関する市民アンケートでは、「料金を上げずに時期が多少遅れても耐震化を進めて欲しい」が54%、「料金が上がっても耐震化を早く進めて欲しい」と回答した方の割合が37%の結果となっております。

今回の懇話会では、これらの状況を踏まえ「基幹管路の耐震化を計画どおり(令和15年度完了)に進める案」と「基幹管路の耐震化を2年前倒し(令和13年度完了)で進める案」の財政シミュレーションを行い、改定率を検討しました。

議論においては、アンケート結果の状況から「物価高騰を踏まえ、少しでも改定率が低いほうが良い」、「水道料金と下水道使用料が、同時に改定されるため市民の負担を軽減したほうがよい。」といった意見が出され、3名の委員が「基幹管路の耐震化を計画どおり進める案」が望ましいとの考えを示しました。

一方、「基幹管路の耐震化を2年前倒しで進める案」に対しては、「大規模地震が頻発する中、南海トラフ巨大地震に対する備えは早く進めたほうがよい」、「人口減少が進む前に、料金で必要な費用を回収して耐震化を進めたほうがよい」、「耐震化を先延ばしにするほど、将来の負担が増加する」、「利用者目線で見ても許容範囲内の水道料金の上昇であり、理解は得られるのでは」、「最近の物価上昇は予想もしなかった社会情勢の変化でありやむを得ない」等の意見が出され、5名の委員が賛同しました。

また、市民アンケートについては、市民は耐震化の必要性は感じているものの、水道事業の現状や料金について、周知が十分されているとは言えない状況での結果と考えられる、との意見もありました。

以上を踏まえ、懇話会の意見として、**基幹管路の耐震化を2年前倒しで進める案(平均改定率16.9%)**が望ましいとの結論になりました。

基幹管路耐震化の事業費には、水道料金が主要な財源となります。水道施設の耐震化の重要性と料金改定の必要性について理解を示していただけるように、市民に対して丁寧な説明を行うとともに、水道施設見学の機会の提供など、水道事業への関心を深めるための取組を求めます。

4 内部留保資金

内部留保資金は、水道事業で得た利益を蓄えておく自己資金をいい、事業運営上の運転資金とともに、施設の更新・改修などの建設改良事業の財源であります。

前回の懇話会の意見を踏まえ、緊急を要する大規模な修繕が生じた場合や工事費等の一時的な多額の支払いが生じた場合等においても、水道の安定供給と耐震化を着実に進めるために、基幹管路の整備に必要な費用として3億円を確保するほか、日々の運転資金3億円と合わせ、総額6億円は必要であると判断しました。

5 企業債の活用

今回の懇話会では、使用者の負担増を考慮し、企業債の活用による料金改定率の抑制を提案します。これにより、世代間負担の公平性を図るとともに、将来の収益的収支の悪化や財政の硬直化が生じないように、企業債残高対給水収益比率について、300%以下を目指すよう求めます。

第3 下水道事業及び農業集落排水事業について

1 下水道事業等の現状と経営課題

下水道事業は、「生活環境の改善」及び「公共用水域の水質保全」という目的により実施されており、袋井市では公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業で施設整備を進めるとともに、下水道計画区域外では、合併処理浄化槽による汚水処理を推進しています。

公共下水道事業の整備については、平成5年度から管渠・処理場施設の整備を開始し、旧袋井市は平成11年度から、旧浅羽町は平成14年度から供用を開始しました。現在は1,884haの全体計画区域を位置付けており、令和5年度末時点での整備率は54.1%となっています。これまでに整備した下水道施設は、袋井市の生活環境改善や水質保全に大きく貢献しており、今後も合併処理浄化槽による汚水処理の推進と共に、下水道施設を継続して整備することが、袋井市の生活環境の改善や水質保全のために不可欠です。

公共下水道については、全体計画で位置付けられた1,884haの整備が、令和22年度に完了することを目標として進めていますが、近年の物価上昇や資機材の不足、職員の減少などにより整備計画からの遅滞がみられます。既に整備が完了した施設については、機能を維持するために、老朽化対策を推進することが必要であり、劣化状況や重要度等を考慮して、施設のストックマネジメントによる、予防保全型の管理を行う必要があります。さらに、地震や水害に対応するための耐震化や耐水化への取組も必要となります。

経営面については、公共下水道事業では、本来使用料収入で賄うべき汚水処理費用に対して使用料収入が不足しており、不足分を一般会計からの基準外繰入金によって補てんしている状態で、経営改善が急務となっています。

また、農業集落排水事業については、大日地区において平成14年度に供用を開始し、整備も完了しておりますが、公共下水道事業と同様に一般会計からの基準外繰入金の解消に向けた経営改善が必要です。

体制面については、技術系職員を中心に職員の確保が年々難しくなっており、下水道施設整備や老朽化対策等の事業を円滑に進めるためにも、維持管理等の効率化、職員数の確保、技術力の向上及び継承、官民連携手法（PPP／PFI）の活用等に取り組むことが求められています。

2 下水道事業等の経営課題への提言

(1) 経営の健全化と経営持続のための取組

懇話会で検討した使用料改定案では、使用料収入が増加することにより、基準外繰入金は削減されますが、近年の物価上昇等の影響により経費回収率は 100%に達しない見通しであり、依然として、下水道事業は一般会計からの繰入金に依存することが予想されます。地方公営企業の原則は、「地方公営企業の独立採算制」であることから、使用料収入で汚水処理費用を賄えるよう、経費回収率の向上を進め、一般会計からの繰入金の削減を図っていく必要があります。

今後も使用料のあり方について、定期的な見直しを行うとともに、接続率向上に向けた普及促進や下水道使用料及び受益者負担金・分担金の収入率向上のための対策等に尽力することが必要です。

このほか、包括的民間委託の検証と内容の見直し、A I 等のデジタル分野の新技術の導入による効率化、省電力型設備の採用による経費削減等を進めることなど、下水道事業の経営の健全化に寄与する取組を推し進める必要があります。

(2) 下水道施設整備の推進及び計画区域の適正化について

公共下水道事業の整備については、平成 28 年度に策定した「袋井市汚水処理施設整備計画（アクションプラン）」にて、全体計画で位置付けた 1,884ha を令和 22 年度までに整備することを目標としていますが、近年の物価上昇や資機材の不足などにより整備計画からの遅滞が見受けられ、令和 5 年度末時点で整備率は 54.1%となっています。

下水道は、公共用水域の保全、生活環境の改善などの、環境・衛生面で重要な役割を担う公共インフラであり、速やかな整備促進が望まれます。しかしながら、人口減少や物価上昇、国が掲げる「10 年概成」等の政策など、下水道を取り巻く環境の影響は大きいことから、効果的かつ経済的で、効率性や費用対効果などの観点も含め、計画の妥当性を検証し、袋井市にとって最も適切な計画を模索することが必要です。

袋井市における下水道施設整備については、現計画に基づいた整備を推進しながら、国等の動向を注視し、経済性や効率性を考慮した計画の適正化の検討を求めます。

(3) 施設の機能維持について

下水道は、市民生活や社会活動に直接影響を及ぼす社会資本であり、老朽化等による施設の機能停止や事故の発生を未然に防止するため、予防保全型の管理を行い、安定した下水道サービスを提供する必要があります。

公共下水道の供用開始から 25 年が経過し、処理場等の機械・電気設備を中心に老朽化が進んでおり、近年では、袋井浄化センターとアクアパークあさばにて、大規模な施設の更新工事を実施するとともに、令和 5 年度には、施設全体を長期的な視点で、計画的かつ効率的に管理する「ストックマネジメント計画（第二期）」を策定しています。また、農業集落排水事業についても、劣化状況や使用環境等から施設状態を評価した更新計画を策定しています。

更に、災害対策では、大規模地震や豪雨等の災害時においても、事業を継続する必要があることから、公共下水道事業において、耐震基準を満たしていない施設の耐震化対策を進めるため、「下水道総合地震対策計画（第二期）」を平成 30 年度に策定し、これに加え、令和 4 年度には豪雨等の浸水による施設の機能停止を防ぐため、「耐水化計画」を策定しています。

今後も、ストックマネジメント計画や下水道総合地震対策計画（第二期）、耐水化計画に沿って、計画的かつ効率的に施設の改築・更新や耐震化、耐水化が推進されることを望みます。

(4) 必要な人員と業務執行体制の確保

今後、下水道事業では、下水道施設整備の推進、老朽化対策、耐震化、耐水化等の様々な事業を推進することが必要ですが、そのためには必要な業務量や技術水準に見合った事業運営及び経営体制の構築が必要です。

人口減少が進むことによる労働人口減少の影響もあり、下水道の建設、維持管理、公営企業会計事務等の専門的知見を持つ職員の確保が難しくなっており、マンパワー不足や技術力の低下により、技術や経験の継承が課題であり、将来の下水道事業の運営に支障をきたすことが懸念されます。

今後は、職員数の確保に努めるとともに、技術を持つ職員の育成、技術の継承等に取り組むことを望みます。

また、官民連携手法（PPP／PFI）の活用範囲の拡大など、合理的で効率的な執行体制の確立等についても、検討することを望みます。

3 新下水道使用料案について

(1) 新下水道使用料案

現在、汚水処理にかかる経費のうち、公費で負担すべきとされている経費（基準内繰入金）を除く使用料対象経費（150 円/㎥）は、下水道使用料収入では、124.3 円/㎥しか賄えておらず、不足分は一般会計からの基準外繰入金によって補てんしている状況です。

令和元年度に開催された、前回懇話会においては、下水道事業の経営状況、今後の整備計画や改築計画、また近隣市町の使用料の実態や使用料に対する国の動向を考慮し、基準外繰入金を早期に解消するための取組について議論を行いました。

その結論として、段階的に2回の改定により、下水道使用料を国が求める水準である「使用料単価 150 円/㎥」にまで引き上げることを目標とし、令和3年度に改定率20%の改定を提案としました。

今回も、様々な観点から下水道使用料のあり方について議論を行い、前回懇話会での提案を踏襲し、令和8年度に下水道使用料の水準を、使用料単価 150 円/㎥とするため、改定率 20.7%とする使用料改定を行い、基準外繰入金を削減するのが望ましいとの結論に至りました。

今回の使用料改定により、一般会計からの繰入金は令和8年度から令和12年度までの5年間で約5億円削減できる見通しですが、削減できるのは、国の定めた繰入金の基準における使用料単価に関する部分のみです。実際の汚水処理に係る費用は 280 円/㎥であり、まだ不足していることから、市の財政負担の継続が必要であることに留意が必要です。

また、必要な使用料収入の安定した確保のため、固定的経費に対する基本料金の割合を見直すとともに、基本料金とのバランスを考慮した従量料金を設定することを提案します。

なお、基本水量や水量区分、累進度といった使用料体系については、大口利用者や水需要、周辺市町などの動向を踏まえて、現在の使用料体系を継続するとの結論に至り、農業集落排水事業については、同等の便益を供与していることを考慮し、これまでどおり、公共下水道事業と同一の使用料体系とすることとしました。

新下水道使用料案として表－１を提案します。

表－１ 新下水道使用料案（消費税率 10%）

（新農業集落排水処理施設使用料）

（税込み 1 か月）

基本水量	基本使用料	従量使用料			
		1 ～ 8 m ³	9～25 m ³	26～50 m ³	51 m ³ ～
8 m ³	1,100 円	基本料金 に含む	152 円 90 銭	194 円 70 銭	205 円 70 銭

< 参考 1 >

表－２ 現行下水道使用料（消費税率 10%）

（現行農業集落排水処理施設使用料）

（税込み 1 か月）

基本水量	基本使用料	従量使用料			
		1 ～ 8 m ³	9～25 m ³	26～50 m ³	51 m ³ ～
8 m ³	880 円	基本料金 に含む	129 円 80 銭	159 円 50 銭	174 円 90 銭

< 参考 2 >

モデルケース（一般家庭）の比較

※使用水量 40 m³、2 か月分（消費税込み）の場合

- ・新使用料（案） 5,869 円
- ・現行使用料 4,875 円 994 円増

(2) 新下水道使用料算定の基本的な考え方

ア 使用料対象経費

使用料で賄うべき経費については、前回懇話会において、下水道事業に係る経費のうち、公費で負担すべき費用（基準内繰入金）を除いたもので、国の方針で「最低限行うべき経営努力」として示される使用料単価 150 円/㎥を使用料対象経費とし、段階的にこの単価まで引き上げることを提案しています。

今回の改定ではこれを踏襲し、使用料単価を 150 円/㎥とし、平均改定率は 20.7%とします。

イ 使用料算定期間

下水道使用料等は、日常生活に密着した公共料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれていることを考慮し、国土交通省が位置付けている使用料算定期間である 5 年間とし、令和 8 年度から令和 12 年度までとします。

(3) 新使用料体系

ア 二部使用料制

現在の袋井市の下水道使用料等は、二部使用料制を採用しています。

二部使用料制は、使用水量に関係なく賦課される「基本料金」と使用水量に応じて加算される「従量料金」からなる体系であり、使用水量に応じた費用負担の公平性と経営の安定性を確保できる方法であることや、全国的にも多くの地方自治体で採用されていることから、懇話会では二部使用料制をそのまま継続するとの結論に至りました。

イ 基本水量制

公衆衛生の向上、生活環境の改善、一般家庭の基本水量に係る料金の低廉化を図るため、使用者に対して一定水量までは定額の料金負担を求める制度です。

下水道使用料等の基本水量は、市民一人当たりの 1 か月の平均水道使用水量が約 8 ㎥であることに合わせ、平成 28 年度の使用料改定時に 8 ㎥と見直しました。

懇話会では、基本水量は 8 ㎥を継続するとの結論に至りました。

ウ 基本料金

基本料金とは、使用水量に係わらず使用者に負担いただく料金で、施設の維持管理費等の固定的経費の一部に充てるべきものです。

前回懇話会においても、固定的経費に対する基本料金の割合を引き上げ、安定的収入の確保のために 50%を目標とすることを提案しています。

現行の使用料体系における固定的経費に対する基本料金の割合が46%であることを踏まえて、今回改定において、50%とするという結論に至りました。

エ 従量料金

従量料金とは、1 m³あたりの使用水量に応じて徴収する料金で、動力費など使用水量の変動に影響を受ける変動費に充てられます。

使用料単価を、国の指針である 150 円/m³まで引き上げることとしましたので、基本料金の設定を踏まえ、使用料単価 150 円/m³、平均改定率 20.7%となるように従量料金を設定するとの結論に至りました。

オ 使用料体系、累進度、水量区分数

使用料体系については、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制を採用しています。これは、使用水量の変動が大きい大口利用者のために施設整備コストが多くかかっているためで、全国的にも多くの地方自治体が採用しています。

また、平成 28 年度に実施した使用料改定において、累進度と水量区分数の見直しを行っており、現在、累進度は 1.3、水量区分数は 3 となっています。

懇話会では、従来どおり累進制を採用し、累進度は 1.3、水量区分数は 3 を継続するとの結論に至りました。

第4 まとめ

水道及び下水道は、安全・安心な水の安定供給や生活環境の改善、公共用水域の水質保全等、市民生活や事業活動における重要な役割を果たしており、市民生活に直結した社会資本です。また、近年頻発している大規模災害を鑑みると、両事業とも災害に強い施設であることが肝要です。地方公営企業法を適用している水道及び下水道は、公営企業の本旨である「住民の福祉の増進」を念頭に置き、安定した経営基盤を築くことにより、計画的な施設の整備や更新並びに防災対策を進め、将来にわたる安定かつ確実なサービス体制を、次世代に引き継ぐ必要があります。また、地方公営企業の経営は、「地方公営企業の経費は、経費の負担の原則に基づき、一般会計等において負担すべき経費を除き、企業の経営に伴う収入をもって充てなければいけない。」とされ、「地方公営企業の独立採算制」を原則としています。

今回の懇話会において、水道事業では、人口減少や施設の老朽化、物価の高騰、職員数の減少など、社会情勢の変化や南海トラフ巨大地震への備えとしての水道施設の耐震化を重要な課題として協議を進めた結果、経営の健全化と耐震化の促進を両立するために、内部留保資金の確保と企業債の活用を検討しつつ、使用者の負担軽減を考慮し、「基本料金割合 34.2%」、「平均改定率 16.9%」といたしました。

また、下水道事業では、現在、汚水処理にかかる経費のうち、公費で負担すべきものとされている経費（基準内繰入金）を除く使用料対象経費（国の基準単価 150 円/㎡）について、下水道使用料収入では 124.3 円/㎡しか賄えておらず、不足分は一般会計からの基準外繰入金によって補てんしていることから、前回懇話会の提言を踏襲し、基準外繰入金を解消するため、「使用料単価 150 円/㎡」に引き上げることとし、「平均改定率 20.7%」といたしました。

水道料金及び下水道使用料の改定を行うことで、市民の負担がこれまでより増すこととなりますが、上下水道は、市民生活に欠くことができない社会資本であり、使用者全体での公平な料金設定が必要です。両事業の現状の経営状況や将来見通しなど、事業の重要性和改定の必要性について、市民に分かりやすく丁寧に説明した上で、令和8年度から実施することが望ましいと考えます。

なお、費用負担増による生活困窮者への配慮は、上下水道事業とは別に福祉施策において対応を進めていただけるように望みます。

今後の袋井市においては、本懇話会の意見を参考に、長期的な経営の健全化を目指し、より一層の経営の効率化に取り組むことを求めます。